

(平成21年1月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 1 日から 32 年 3 月 22 日まで  
② 昭和 32 年 3 月 26 日から 34 年 11 月 22 日まで  
③ 昭和 34 年 12 月 4 日から 35 年 5 月 2 日まで  
④ 昭和 35 年 6 月 3 日から 36 年 3 月 27 日まで  
⑤ 昭和 36 年 3 月 27 日から 38 年 10 月 15 日まで

A 府内にあった 5 事業所 (B 社、C 社、D 社、E 社及び F 社) に勤務していた申立期間については、昭和 39 年 1 月 30 日に脱退手当金として支給されているとのことであつたが、請求手続を行ったことは無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、受給した記録となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する F 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、同社の勤務期間により脱退手当金の受給要件を満たす女性従業員 20 名いるが、脱退手当金の支給決定の記録が確認できたのは申立人を含め 3 名と少なく、複数の同僚が、「事業主から脱退手当金に関する説明を受けたことはない。」と供述しており、事業主が代理請求したことはうかがえない。

また、申立人のみ健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名の変更処理がなされておらず旧姓のままである上、オンライン記録も平成 16 年 5 月 26 日まで旧姓のまま変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金は旧姓による請求を受け、事務処理されたものと考えられるが、申立人

は昭和 37 年 4 月 6 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、脱退手当金の支給決定の記録が確認できた被保険者には、支給したことを表す「脱」のゴム印が押印されているが、申立人の被保険者名簿には、その表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。